

販売を伴う預託等取引は 原則禁止・法律違反

消費者に販売した物品等を事業者で預かり・運用によって得られた利益を消費者に
配当するビジネス（販売を伴う預託等取引）を行っていませんか？

販売を伴う預託等取引は令和4年6月から原則禁止となっています。



内閣総理大臣の確認を受けずに当該取引を行った場合、
以下の行政処分及び罰則の対象、また、契約も無効になります。

行政処分

取引停止命令、措置命令及
び業務禁止命令

罰則

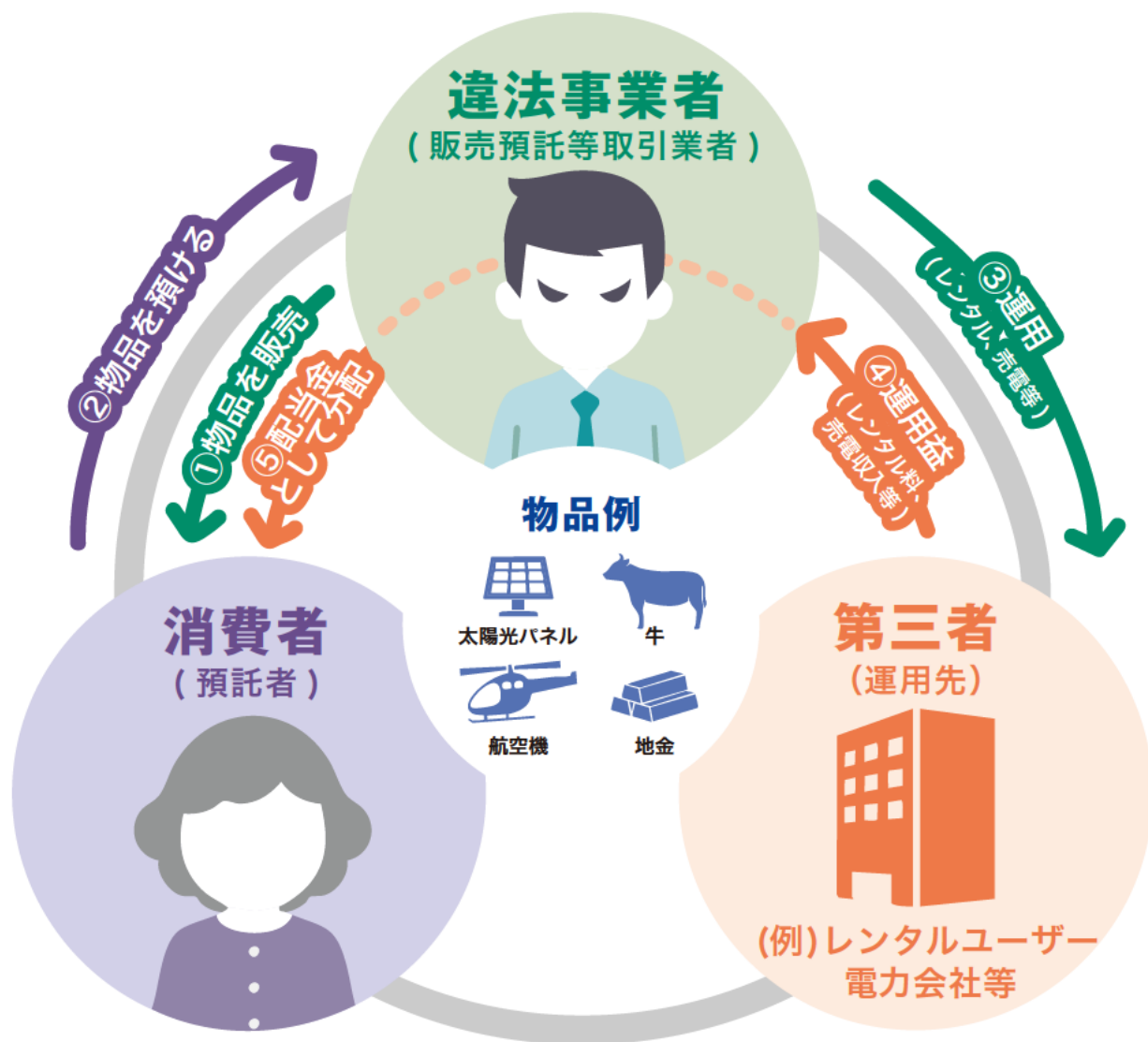
5年以下の懲役若しくは500万以下の
罰金(法人の場合は5億円以下の罰金)

契約無効

販売を伴う預託等取引に該当する場合
には、契約が締結されても預託等取引
に関する法律上その効力は生じません!

現行の事業スキームや開業予定のスキームが販売預託に該当する可能性がある場合は、消費者庁ウェブサイト上に掲載の「販売預託チェックシート」「預託等取引に関する法律の定義規定等に係る考え方（通達）」等をご確認の上、速やかに消費者庁（03-3507-8800）へご連絡ください。

販売預託は原則禁止・法律違反！ 今一度、事業スキームをご確認ください！



- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 事業者が 物品を販売 | 3 事業者が 預かった物品を運用 |
| 2 事業者はその 物品を預かり | 4 運用による 利益を配当金として消費者へ還元 |

このような取引は、実際には**物品が存在しない、運用による利益がない、事業者が自転車操業に陥っている、配当金が支払われない**といったトラブルが発生していることから、預託等取引に関する法律により、厳格に規制されています。

預託等取引の行為規制

物品等の販売を伴わない預託等取引については、預託等取引業者に対して、書面交付・不当勧誘・書類の閲覧等に関する規制が設けられています。

書面交付の電子化

預託等取引契約の締結前及び締結時の書面交付は、預託者の承諾を得た場合、電磁的方法により提供することもできます。

販売預託該当性チェックシート

取引が販売預託に該当する可能性があるかについての簡易的な確認、その他預託等取引に関する法律の情報は、右記 QR コードのウェブサイトより確認することができます。

